



山形県公報

平成22年7月13日(火)
第2159号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県農業共済団体検査規則の一部を改正する規則……………(農政企画課) ……801

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……803
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(同) ……804
- 同……………(同) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

○平成13年5月県教育委員会告示第10号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正……………同

### 公 告

- 危険物取扱者保安講習の実施……………(危機管理課) ……805
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……806
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……807

## 規 則

山形県農業共済団体検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第48号

#### 山形県農業共済団体検査規則の一部を改正する規則

山形県農業共済団体検査規則(昭和28年5月県規則第30号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

#### 山形県農業共済組合検査規則

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「、県が共済事業を行なう市町村」及び「及び農業共済組合連合会」を削り、「団体」と称するを「組合」というに、「行う」を「知事が行う」に改める。

第2条の見出しを「(検査の目的)」に改め、同条中「団体の」を「組合の」に、「団体会員」を「組合員」に改める。

第3条を次のように改める。

#### (検査事項)

第3条 検査は、組合の業務及び会計のすべてについて行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、業務及び会計の一部について検査を行うことがある。

第12条を削る。

第11条中「終了したときは、理事その他の責任者」を「終了するに際して、組合の役員等」に、「ものとする」を「とともに、役員等からそれについての意見等を聴取するようにならなければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

第11条を第13条とする。

第10条の見出し中「見合せ」を「延期」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に、「見合せ」を「延期し」に改め、同条第1号中「第8条に規定する役員その他責任者」を「組合の役員等」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「団体」を「組合」に、「就業時間内」を「執務時間内」に改め、同条ただし書中「理事又は」を「組合の理事」に、「就業時間外」を「執務時間外」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出し中「立会」を「立会い」に改め、同条第1項中「理事（又は清算人）又はその他の責任者」を「組合の理事、監事その他の責任者（以下「役員等」という。）のうち」に改め、同条第2項を削り、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（私物検査の制限）

第10条 検査員は、組合の役職員の私物については検査を行ってはならない。ただし、特に必要があると認める場合において、当該私物の所有者又は管理者の承諾を得たときは、この限りでない。

第7条第1項中「検査員」を「検査を行う職員（以下「検査員」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、必要があると認めるときは、職員以外の者を検査員として任命することができる。

第7条第2項を削り、同条を第8条とする。

第6条中「通告することを要しない」を「通告をしないで行うものとする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、特に必要があると認めるときは、あらかじめ通告をして行うことができる。

第6条を第7条とする。

第5条を削る。

第4条中「検査時の事業年度における業務及び財産の状況」を「検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日まで」に改め、同条ただし書中「過年度における業務及び会計の状況」を「検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の前日及び検査基準日後」に、「検査することがある」を「行うことができる」に改め、同条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

（検査の場所及び方法）

第4条 検査は、組合の事務所、倉庫、事業場その他組合の業務に直接又は間接に関係のある場所において、現物の検査、帳簿その他の書類の検査及び組合の役職員からの説明の聴取の方法により行う。ただし、必要があると認めるときは、これらの場所以外の場所において、検査を行うことができる。

（検査基準日）

第5条 検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合その他やむを得ないと認められる場合は、別に定める日とする。

第13条の次に次の3条を加える。

（検査書の交付）

第14条 知事は、検査の結果について業務又は会計の状況に関し指摘する事項があるときは、検査書を交付するとともに、当該検査書における指摘事項の改善方策等について当該組合に対し報告書の提出を求めるものとする。

2 知事は、検査の結果、共済事業を適正かつ効率的に行わせるため、特に改善の必要があると認める事項がある場合には、農業災害補償法第142条の5の規定による必要な命令をするものとし、組合の理事から当該事項に関する見解又は今後の措置若しくは方針について報告書の提出を求めるものとする。

3 知事は、第1項の報告書及び前項の報告書には、理事会の議事録及び監事の意見書の添付を求めるとともに、前項の報告書には、理事の連署を求めるものとする。

4 知事は、農業災害補償法第142条の4の規定による検査を行った場合には、当該検査の請求をした者に対し、当該検査の結果の概要を記載した書面を交付するものとする。

（守秘義務）

第15条 検査員は、検査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。検査員でなくなつた後においても同様とする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第601号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                                           | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------|------------|
| 有限会社ユニオン新庄<br>新庄市金沢1835番地の83     | 指定就労継続支援（A型）事業所<br>スーパー銭湯しみずの湯<br>新庄市五日町字清水川1284番地の35 | 就 労 継 続 支 援     | 平成22. 7. 2 |

### 山形県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年7月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成22年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 梳代鶴岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                       |
|---------------------------|------|---------------------------------------|---------------------------|
| 鶴岡市末広町23番14から<br>同 29番6まで | 旧    | 31.4 <small>メートル</small><br>}<br>25.8 | <small>メートル</small><br>27 |
| 同 上                       | 新    | 27.4 <small>メートル</small><br>}<br>25.8 | 同 上                       |

### 山形県告示第603号

次の開発行為は、完了した。

平成22年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成22年5月20日 指令村総建第5011号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市大字蟹沢字上縄目1797番1、1797番2、1797番3、1800番3、1800番4、1800番5、1800番7、1800番9、1800番10、1800番12、1800番13、1800番16、1800番17、1800番19、1800番20、1800番22、1800番23、1800番25、1800番26、1800番27、1800番28、1800番29、1801番4、1801番6、1810番7、1810番13、1811番1、1812番5、1823番2、1823番5、1823番6、1823番7、1823番8
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
山形市十日町二丁目1番4号糸惣ビル2-A

株式会社東西開発建設

**山形県告示第604号**

次の開発行為は、完了した。

平成22年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成22年6月18日 指令村総建第5015号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡中山町大字土橋字木田橋664番3、668番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東村山郡中山町大字土橋664番地3  
大津秀雄

**山形県告示第605号**

次の開発行為は、完了した。

平成22年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成22年6月23日 指令村総建第5016号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
寒河江市大字米沢字東209番1、210番1、1040番、1041番、1042番、1043番、1044番1、1044番2、1082番16、1082番22、1084番22の一部
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
山形市松栄一丁目5番13号  
株式会社シェルター

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第13号**

平成13年5月県教育委員会告示第10号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、告示の日以降に実施する試験から適用する。

平成22年7月13日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

|                  |            |                        |               |   |
|------------------|------------|------------------------|---------------|---|
| 県立特別支援学校高等部入学者選考 | 学力検査の教科別得点 | 合格発表の日の翌日から当該年の3月31日まで | 受検した県立の特別支援学校 | を |
| 県立高等学校入学者選抜      | 同          | 同                      | 受検した県立の高等学校   |   |

|                  |            |                        |               |       |
|------------------|------------|------------------------|---------------|-------|
| 県立特別支援学校高等部入学者選考 | 学力検査の教科別得点 | 合格発表の日の翌日から当該年の3月31日まで | 受検した県立の特別支援学校 | に改める。 |
|------------------|------------|------------------------|---------------|-------|

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成22年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 講習の種別

#### (1) 給油取扱所講習

給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

#### (2) 石油コンビナート講習

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（前号に掲げる危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

#### (3) 一般講習

前2号に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

### 2 講習の日時及び場所

#### (1) 給油取扱所講習

| 日             | 時      | 場 | 所     |
|---------------|--------|---|-------|
| 平成22年8月19日（木） | 午前9時から | 三 | 川 町   |
| 同 8月27日（金）    | 同      | 米 | 沢 市   |
| 同 9月3日（金）     | 同      | 長 | 井 市   |
| 同 9月6日（月）     | 同      | 寒 | 河 江 市 |
| 同 9月14日（火）    | 同      | 新 | 庄 市   |
| 同 9月16日（木）    | 同      | 山 | 形 市   |
| 同 9月28日（火）    | 同      | 村 | 山 市   |
| 同 10月14日（木）   | 同      | 三 | 川 町   |
| 同 10月19日（火）   | 同      | 山 | 形 市   |

#### (2) 石油コンビナート講習

| 日             | 時         | 場 | 所   |
|---------------|-----------|---|-----|
| 平成22年8月24日（火） | 午後1時30分から | 酒 | 田 市 |

## (3) 一般講習

| 日               | 時          | 場 | 所     |
|-----------------|------------|---|-------|
| 平成22年 8月18日 (水) | 午後 1時30分から | 三 | 川 町   |
| 同 8月26日 (木)     | 同          | 米 | 沢 市   |
| 同 9月 2日 (木)     | 同          | 長 | 井 市   |
| 同 9月 6日 (月)     | 同          | 寒 | 河 江 市 |
| 同 9月 8日 (水)     | 同          | 三 | 川 町   |
| 同 9月 9日 (木)     | 午前 9時から    |   | 同     |
| 同 9月13日 (月)     | 午後 1時30分から | 新 | 庄 市   |
| 同 9月15日 (水)     | 同          | 山 | 形 市   |
| 同 9月16日 (木)     | 同          |   | 同     |
| 同 9月28日 (火)     | 同          | 村 | 山 市   |
| 同 10月 6日 (水)    | 同          | 米 | 沢 市   |
| 同 10月 7日 (木)    | 午前 9時から    |   | 同     |
| 同 10月13日 (水)    | 午後 1時30分から | 三 | 川 町   |
| 同 10月19日 (火)    | 同          | 山 | 形 市   |

## 3 講習受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない危険物取扱者

## 4 受講手続

受講申請書を平成22年7月14日（水）から同月29日（木）までに、山形市緑町一丁目9番30号山形県新築西通り会館3階山形県危険物安全協会連合会に提出すること。

## 5 その他

詳細については、生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課消防・保安担当（電話023(630)2229）又は山形県危険物安全協会連合会（電話023(632)5744）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成22年11月13日まで縦覧に供する。

平成22年 7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージョイ天童南店

- 天童市南町一丁目2番1号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ジョイ 山形市あこや町二丁目1番30号  
代表取締役 阿部恵
  - 3 変更する事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
（変更前）10か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
（変更後）9か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
  - 4 変更年月日  
平成22年6月25日
  - 5 届出年月日  
平成22年6月18日
  - 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年11月13日までに知事に提出することができる。
    - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
    - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
    - (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成22年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) ノート型パソコン 626台
  - (2) デスクトップ型パソコン 100台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成22年6月21日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ケーブルテレビ山形 山形市あこや町一丁目2番4号
- 5 落札金額 51,869,998円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成22年5月11日

平成22年 7月13日印刷  
平成22年 7月13日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056